

令和8年度AOMORI暮らし・しごと体験プログラム等実施業務委託仕様書

1 業務の目的及び概要

県外在住の若者に対し、県内企業での就業体験及び地域で実際に暮らす機会を提供し、青森で働く・暮らすことを具体的にイメージすることができる取組を実施し、将来的な青森県へのU I Jターンに結びつけることを目的とする。

2 業務名

令和8年度AOMORI暮らし・しごと体験プログラム等実施業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）までとする。

4 委託業務の概要

(1) 就業・居住体験プログラムの企画・実施

ア ターゲット（参加者）

青森県内での就業を希望又は検討している20～30歳代をはじめとした県外在住者

イ 実施期間

概ね3日～14日（期間は協議のうえ調整）

ウ 実施内容

以下の内容を盛り込んだ「青森県内プログラム」及び「首都圏プログラム」を企画し、実施すること。

なお、プログラム内容については、県と受託者で協議のうえ決定すること

(ア) 青森県内プログラムにおいては、参加者が青森県内に滞在するとともに、特定の県内企業（以下、受入企業）で一定期間働き、青森の魅力を知らするための機会を提供すること。

(イ) 首都圏プログラムにおいては、参加者が受入企業の首都圏支社等で一定期間働き、首都圏でプログラムに参加しながら青森の魅力を知らするための機会を提供すること。

(ウ) 受入企業の所在市町村及び参加者の滞在市町村等と連携しながら、地元住民との交流イベントやその地域を知らするための機会を与える場の企画など、参加者の希望に応じて地域との関わりを深める取組を提供すること。

(エ) より多くの県外在住者が参加できるよう、実施期間等が異なる複数のプログラムを用意すること。

(オ) 受入企業における各プログラムについて体験談などをまとめたレポートを参加者に作成させること。

エ 受入企業数等

(ア) 20社程度確保することを目標とすること。

- (イ) 受入企業の募集・選定作業に当たっては、一般的な就労に加えて、県内で特色ある業務を行っている企業、継続的に採用活動を行っている企業であるか等を考慮するとともに、職種に偏りなく県内の各圏域（東青、中南、三八、西北、上十三、下北）の市部に受入企業が少なくとも1社は所在するよう留意し、県と協議した上で選定を行うこと。
- (ウ) 受入企業に対して、参加者の安全面の配慮（安全管理、災害補償の確保、ハラスメントへの対応など）について、周知徹底を図ること。

オ 参加者数

青森県内プログラムは15名程度、首都圏プログラムは5名程度確保することを目標とすること。

(2) 参加者の募集・マッチング

参加者の募集・マッチングに当たっては、以下の点を踏まえて実施すること。

- ア 目標とする参加者数を確保するため、メディアやインターネット等の広報媒体を活用した周知など、参加者を募集するための広報活動、プロモーションを行うこと。
- イ 参加予定者に対して、関係法令や注意事項の周知徹底を図るとともに、保険への加入等について配慮すること。
- ウ 各プログラムとのマッチングに関しては、受入企業の特性や業務内容などを考慮しつつ、参加希望者との連絡を密に取りながら円滑かつ迅速に行うこと。

(3) 参加者の受入

参加者の受入に当たっては、以下の点を踏まえて実施すること。

- ア 参加者の滞在場所及び交通手段の把握
- イ 通勤手段、宿泊場所の調整
- ウ 受入企業の所在市町村等へのプログラム実施に係る連携依頼、情報提供
- エ 参加者の参加期間中の不慮の事故に備えたイベント保険等への加入
- オ 受入企業と参加者を対象としたマニュアルの作成・配布
- カ プログラム実施期間中の情報把握、連絡調整
- キ その他関係法令順守のための支援

(4) 相談窓口の設置

本業務委託期間中、参加者及び受入企業からの相談等に対応する窓口を設置し、その解決を図ること。

(5) 事後フォローの実施

- ア プログラム終了後、受入企業等及び参加者に対してアンケートを実施し、集計すること。
- イ プログラム終了後においても参加者と受入企業及び地域との関係性が継続するよう、必要なフォローを行うこと。

(6) 本業務を契機とした県外からの就職促進に関する取組の実施

本県へのUIJターン就職の促進を図るため、本業務と併せて効果的な取組を行うこと。（例：業務関係者への当課主催イベント・支援施策の情報提供 等）

(7) 市町村向け参考資料の作成

市町村向けに本業務の取組内容及び実績を報告するための資料を作成すること。なお、資料には、市町村が本業務と同様の事業を企画・実施する場合に参考となるノウハウや提案を含めること。

5 業務スケジュール

本業務の運営にあたっては、予め年間スケジュール表を作成し、県に提出すること。当初スケジュールに変更が生じた際は、速やかに県に協議のうえ、スケジュール表を修正し、提出すること。

<想定スケジュール>

時 期	内 容
契約締結～7月上旬	・参加者募集開始（広報、プロモーション） ・企業向け説明会の開催 ・受入企業の選定
7月中旬～	・参加者と受入企業とのマッチング（プログラム構築）
8月～令和9年2月	・受入期間（＝プログラムの実施） ※集中期間（8～9月：大学夏休み、1～2月：大学冬休み）
令和9年2～3月	・市町村向け参考資料の作成
令和9年3月	・実績報告

6 業務実績報告書の提出

(1) 提出物

業務終了後、速やかに、次の内容を含む報告書を1部作成し、提出すること。

- ア 業務概要
- イ 業務実施体制
- ウ 業務実績
- エ 参加者の属性（性別・年齢・職業・学校名等）
- オ 受入企業・団体及び市町村ごとの概要
- カ 各プログラムの実施結果

※本業務により新たに製作した制作物の著作権は青森県に帰属し、青森県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

(2) 提出期限

令和9年3月24日（水）

(3) 提出先

こども家庭部 若者定着還流促進課 UIJターン促進グループ

7 業務上の留意事項

- (1) 交流会の支出にあたっては、社会通念上、常識的な範囲のものであること（宴会等の誤解を受けやすいものや酒類の提供を行う交流会は開催しないこと）。また、事業との関連性が認められないものや5万円以上の物品購入は本

委託料の対象外であること。

- (2) 本業務を実施するに当たっては、県内の相談窓口であるジョブカフェあおもりのUIJターン支援窓口並びに東京都内に設置している相談窓口である青森暮らしサポートセンターとの連携を密に図ること。
- (3) 受入企業の選定、参加者の募集及び地域との交流イベントの実施においては、県内市町村と連携を密に図ること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、随時、県に進捗状況等を報告の上、協議をしつつ進めること。

8 その他の留意事項

- (1) 本業務の再委託については、県の事前承認を必要とするが、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。
- (2) 本業務仕様書により難い事情が生じたとき、又は本業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して定めるものとする。